

世界遺産の暫定リストの概要

暫定リストの概要

「暫定リスト」とは、世界遺産リスト登録のため、5年から10年以内に推薦しようとしている遺産のリストである。条約や登録基準を考慮しながら、専門家による検討委員会が候補を検討し、世界遺産委員会に提出するものである。(資料：日本ユネスコ協会連盟HPより)

・条約第11条

締約国は、できる限り、文化遺産又は自然遺産の一部を構成する物件で、自国の領域内に存在し、かつ、2に規定する一覧表(世界遺産一覧表)に記載することが適当であるものの目録を世界遺産委員会に提出する。この目録は、すべてを網羅したものとはみなされないものとし、当該物件の所在地及び重要性に関する資料を含む。

・条約を履行するための作業指針(.B.7.)より抜粋

それぞれの国が5年ないし10年以内に世界遺産リスト登録のために推薦しようとしている遺産について、暫定リストを世界遺産委員会に提出するものである。この暫定リストは各締約国の領域内に存在し、世界遺産リストに登録することが適当と判断される文化遺産および自然遺産の「目録」となる。

暫定リスト提出に係る標準的フォーマット(作業指針 .B.8.)

暫定リストを提出する際、ある標準的なフォーマットに基づくことが要請されており、それには以下の表題による情報が示されている。

- ・その遺産の名称
- ・その遺産の地理的位置
- ・その遺産の簡単な説明
- ・その遺産の「特に普遍的価値のある」という点を、完全性の評価基準および条約に照らし、かつ当事国の国境の内外にある類似の遺産についても考慮にいれた上で立証する。

暫定リストの提出

- ・現行の作業指針では、

「暫定リストを提出していない国に対してはできるだけ早くそれを提出してもらい、暫定リストが提出されていない状態では、文化遺産の推薦については検討しない(.B.7.)」ということが世界遺産委員会で決定されている。
- ・本年3月に開催予定の世界遺産委員会で検討される作業指針案では、

「締約国から推薦された遺産で、その国の暫定リストにまだ記載されていないものについては、推薦の検討を行わない」とあり、自然遺産を含む全ての推薦物件は暫定リスト提出の義務化が検討される。